

アジア主要国における小売業に対する外資規制の概要

	小売業に関する外資規制概要
タイ	「最低資本1億バーツ未満、かつ1店舗当たり最低資本2,000万バーツ未満の小売業」「飲食物販売」が外国人事業法で定める外資規制業種の対象となっている(最低資本金1億バーツ以上、1店舗当たり最低資本2,000万バーツ以上の小売業は100%出資可能)。ただし、同法では外資出資比率50%未満の企業はタイ企業と定義されるため、50%未満までの出資は可能であり、1億バーツ未満の場合でも商務省事業発展局の認可取得を条件に50%以上の外資出資可能。
マレーシア	「流通取引・サービスへの外国資本参入に関するガイドライン」(MDTCCガイドライン)に基づき、売り場面積3,000㎡未満の店舗、コンビニエンスストア、食料品店、雑貨販売店、薬局、ガソリンスタンドなどについては外資出資が禁止。ハイパーマーケット(5,000㎡メートル以上)、スーパーストア(3,000㎡以上5,000㎡未満)については、最低30%のブミプトラ資本の出資が求められる(外資出資比率は70%に制限)。一方、百貨店、専門店では外資100%出資が可能だが、百貨店は2,000万リンギ、専門店は100万リンギの最低資本金が必要。このほか、ハイパーマーケット、スーパーストア、百貨店では店頭陳列スペースの最低30%はブミプトラ資本中小企業の商品・製品を取り扱うことが義務付けられている。
インドネシア	インドネシア大統領令2010年36号により、営業床面積400㎡以上のミニマーケット、1,200㎡以上のスーパーマーケット、2,000㎡以上の百貨店には外資100%出資が可能(それぞれ同規模以下の外資進出は禁止)。コンビニエンスストアへの外資出資は禁止。外資規制を強化する動きもある。
フィリピン	最低資本金が250万ドル以上の場合には外資100%出資が可能(250万ドル以下の場合には外資出資禁止)。国家経済開発庁(NEDA)が指定する高級品を取り扱う業態では最低資本金が25万ドル以上に緩和。
ベトナム	2009年1月からは小売・流通業で外資100%の出資が可能となったが、2店舗目以降は許可制となっている。2店舗目以降は、小売店舗数、市場の安定度、地域の規模などの要素を検討するエコノミック・ニーズ・テスト(ENT)に基づき判断される。2013年6月22日に施行された外資企業の商品売買活動のガイドライン(通達08/2013/TT-BCT号)では、ENTの基準が緩和され、500㎡未満の面積で2店舗目以降を出店する場合には、ENTの対象外となる緩和措置が導入されている。
カンボジア	外資100%出資が可能。大規模な小売業の場合、投資優遇措置の対象ともなる。
ラオス	「卸売・小売事業に関する商工省決定(No.0977/MOIC.DDT)」(2012年5月18日付)に基づき、2012年5月以降、小売業については一切の外資出資が禁止(それまでは外資出資比率は25%までが可能)。
ミャンマー	ミャンマー投資委員会(以下、MIC)による施行細則(MIC通達、2013年1月発表)で、2015年以降、投資額300万ドル以上の自動車、オートバイを除く小売業については、外資出資が可能となると理解される。一方、同細則には、小規模小売業、ミャンマー企業の既存店舗から近接した場所への参入が認められないとも明記されており、案件ごとに投資企業管理局(DICA)に確認することが必要。
インド	政府の個別認可取得と一定条件を満たすことを条件に、単一ブランドの商品のみを販売する小売業については外資100%までの出資が可能。ただし、51%超の出資には、調達規制(調達額の3割を国内調達、小規模企業からの調達が推奨)が適用。 スーパーやコンビニなど複数ブランドの商品を扱う総合小売業は一定条件を満たすことを条件に51%まで出資可能。一定条件とは、最低投資額1億ドル、3年以内にバックエンド・インフラ(ロジスティクス関係、倉庫、製造など)に投資額の50%以上を投資すること、調達額の3割は小規模企業(工場・機械への投資額100万ドル以下の企業)から行うこと、人口100万人(2011年センサス時点)以上の都市を対象(100万人未満の都市は州政府の許可取得要)を義務付けるなど各種の条件を満たすことなどが求められる。なお、マルチブランドの小売業は、各州政府が同外資規制を受け入れるか否かを判断する権限が付与されており、2013年12月現在では、全35州・直轄領中、デリー準州、ハリヤナ州、マハラシュトラ州、アンドラ・プラデシュ州、ラジャスタン州、ウッタラカンド州など計12州が同外資規制の受け入れ。
バングラデシュ	外資参入を禁止する明文規定はないが、投資庁においてサービス業への外資出資に対して個別に審査が行われるため、投資庁との調整が必要。
スリランカ	外資100%出資が可能。ただし、最低資本金100万ドル以上であることが条件(支店の場合同200万ドル以上)。国内で生産活動を行う企業には、一定量の国内小売りを認める例外措置もある。
パキスタン	外資100%出資が可能。以前は最低15万ドル以上の投資要件が課されていたが、2013年2月に撤廃。
中国	「外商投資商業領域管理弁法」(2004年施行)で、小売業は原則として外資100%出資やフランチャイズ経営が可能。しかし、同法第18条により、同一の外国投資者が30店舗超を設置する場合、かつ一部の品目(食料、植物油、医薬品、たばこ、自動車、原油、農薬など)を取り扱う場合には、外資出資比率49%に制限。ガソリンスタンドについては、30店舗超を展開する外資系企業は外資出資比率49%に制限。

(出所)ジェトロ各事務所報告、J-FILE(ジェトロ)、「アジア主要国のビジネス環境比較」(ジェトロ、2012年3月)、「アジア新興国のビジネス環境比較」(ジェトロ、2013年4月)、各国政府資料を基に作成